

家持歌日記の筆録

中西進

万葉集卷末の四巻を通して私の目をひいて止まぬものに、家持の署名の不統一という事がある。たとえば、

越中国守大伴家持(18四〇七六題)

越中守大伴宿禰家持(17三九三二題)

守大伴宿禰家持(17三九四三題)

大伴宿禰家持(19四二五三題)

大伴家持(18四〇四八左)

家持(20四三〇二題)

の如くであり、卷十九卷末の「不称作者名字」の指示するよう無署名歌もある。右のものは配列上の都合もあるだろうから単純に羅列する事は正しくないが、とにかく家持個人の署名に関して甚だしく不統一である事は事実である。

もしこれを同一の家持の記したものと考えるならば、その間には余りにも乱れ過ぎてゐるし、第一に万葉集中に確認されるように(巻五の憶良、巻六の福麿らの如く)、自作に自署した題詞を付する事は自然ではない。またもしこれを、歌日記の筆録に対する後人整備によつて起つた現象だと考えるな

らば、その時には家持歌に家持の署名は付され得る。だが、その時には右の如き不統一は生じなかつたはずである。最少限に見計らつても、右に見られる如き姓の脱落、家持といふのみの呼称、また越中国を冠する有無、といった事は起らなかつたはずだし、万葉集の先立つ十六巻中に官職名併記のものが任意に登場する状は皆無なのである。

事は、配列の場によつて略されなかつたり、節しられたりという程簡単ではない。そして一面、かかる複雑な混乱の中に、ある基準を求めてみると、ある種の纏りを見せる。この点をもつてすれば、現四巻が家持の単独筆録だとする定説はますます影を薄くしていくようである。四巻の筆録者は果して家持であつたのか、その疑問を次の項目に亘つて質していこう。

(一) 右の各種の相違の内から家持の官職名併記の有無を取上げると、官職名併記の家持歌は、まず題詞において

守(17三九四三・三九八九・三九九九・18四〇三二・四一一六・19四一五一) 少納言(20四二九八) 兵部少輔

(20四四四二) 因幡守 (20四五一五)

の九例が宴席歌で、

越中守 (17三九三一・18四〇八〇・四〇八二) 越中国守 (18四〇七六) 守 (18四〇八五)

の五例が贈答歌、以上十四例が官職名併記の家持歌の題詞のすべてである。この他には「守大伴宿禰家持贈掾大伴宿禰池主悲歌二首」(17三九六五)があるが、傍線部を元暦校本が欠く為に省く。これによれば家持歌の官職名併記は対外的なもの、公的なものに限られ、私的な歌、たとえば独詠歌などの題詞にはこれを表記しないのである。

次に左注を検するに、遊覧を含めた宴席歌において、まず多数の作を収めるそれが

守 (17三九六一・三九九二・18四〇七一・四〇八六・19四一九九・四二〇五・四二〇六・四二二三) 少納言 (19

四二五九・四二七二・四二七八・四二八一・20四二九七)

兵部少輔 (20四四三五・四四五一・四四五七・四四七四)

兵部少輔從五位上 (20四四五三) 右中弁 (20四四九〇・

四四九八・四五〇一・四五〇三・四五〇六・四五〇九・

四五一一)

の二十五例、家持歌のみを記す宴席歌が

守 (18四〇七一・四一三五・四一三六・四一三七・19四

二二五・四二三八) 少納言 (20四三〇四) 兵部少輔 (20

四四八一) 兵部大輔 (20四四八三) 右中弁 (20四四九二

・四四九三・四四九四・四四九五・四五一四) 守 (20四

五一六)

の十五例、この他に山村行幸を伝える歌の左注に少納言 (20四二九四)、昔年の防人歌を贈られる左注に兵部少輔 (20四四三二)がある。また贈歌となし得るもの、書持へのそれに内舍人 (17三九一三)、少昨教諭歌に守 (18四一〇六)の二例がある。以上四十四例は先の題詞と同じく公的な歌である。性格を同じくするものと考えてよい。

ただし左注には題詞に見られなかった独詠歌風のものにも官職名併記が見られ、

1 〔題〕思放逸鷹夢見感悦作歌 (17四〇一一)

〔左〕—上略—守大伴宿禰家持九月二十六日作也

2 〔題〕天平感宝元年閏五月六日以来起小旱百姓田畝稍有

凋色也至于六月朔日忽見雨雲之氣仍作雲歌 (18四一二

二)

〔左〕右二首六月一日晚頭守大伴宿禰家持作之

3 〔題〕縁檢察墾田地事宿禰波郡主帳多治比部北里之家于

時忽起風雨不得辞去作歌 (18四一三八)

〔左〕二月十八日守大伴宿禰家持作

4 〔題〕なし (20四三一五)

〔左〕右歌六首兵部少輔大伴宿禰家持独憶秋野聊述拙懷作之

5 〔題〕独惜菴田山櫻花歌 (20四三九五) 独見江水浮漂葉

怨恨貝玉不依作歌 (20四三九六) 在館門見江南美女作歌

(20四三九七)

〔左〕右三首二月十七日兵部少輔大伴家持作之

6 〔題〕冬十一月五日夜小雷起鳴雪落覆庭忽懷感憐聊作短歌(20四四七一)

〔左〕右一首兵部少輔大伴宿禰家持

の六例がそれであるが、併せ掲げた題詞に見る如く公的なものではない。しかし右の左注は万葉集に見られる二種の左注——作者自記のものその後人のものとの内、後者に属するものや何らかの事情によるものである。1は「上略」と記した部分の漢文、2・3は長い題詞が家持のもので、左注は後に加えられたものと思われる。3の元暦本に「家持」を欠く事も、かかる後のメモたる事を思わせる。4は後述の如く、ある歌群の末端に位置し、その最終に付加された可能性が濃い。5・6は何れも防人歌群に含まれるもので、そのノート的なせざるわざである(別稿に詳述する)。5に「宿禰」を欠くのも異例であり、更にこの防人歌群に含まれる四首の長歌(20四三三一・四三六〇・四三九八・四四〇八)の左注にも「兵部少輔」を記す事も同様に考えられる。なお弟の長逝を哀傷した長歌(17三九五七)の左注「右天平十八年秋九月二十五日越中守大伴宿禰家持遙聞弟喪感傷作之也」は元暦本に日付からいきなり「聞」と続いて署名を欠く故に数えない。先のものも恐らくはこの元暦本の形の如きが原であろう。

以上家持の官職名併記の歌が通常公的なものに限られ、私的なものも作者自身の立場において記されたとおぼしきもの

は存しない事が指摘出来る。この明瞭な区分は家持の好みによって官職名を記したり記さなかったりしたのではない事を物語るだろう。謂は歌の成り立ちの相違に由来するものだという事である。

(二) これに対して家持以外のそれはどのような状態か。その例をあげると次の如くなる(四巻の歌を順次内容的にA B C Dに分つ。また天皇・皇后・「主人」は除く)。

A 大宰帥大伴卿(17三八九〇題) 右馬頭境部宿禰老磨(17三九〇八左) 左大臣橘宿禰(17三九二二題)

旅人・老磨・諸兄について、それぞれ一例ずつ三例が見られ、その他「大伴氏坂上郎女」(三九二七題)「平群氏女郎」(三九三一題)が改まった書式である(ただし前者は元暦本の表記)。次にB、人名の下に回数を書記す。

B 掾大伴宿禰池主6(17三九六五題・三九六八左・三九九四左・三九九五題・四〇〇五左・四〇〇七左) 越前国掾

大伴宿禰池主3(18四〇七三題・四一八二八題・19四二五二題) 越前判官大伴宿禰池主2(19四一七七題・四一八九題) 掾久米朝臣広縄11(18四〇五〇左・四〇五二題・

四〇六六題・四一六一六題・19四二一〇左・四二二二左・

四二二八左・四二三一題・四二三五左・四二四八題・四二五二題) 判官久米朝臣広縄4(19四二〇一左・四二〇三左・四二〇七題・四二三八左) 介内蔵忌寸繩磨4(17

三九九六左・18四〇八七左・19四二二三〇左・四二五〇

題) 次官内蔵忌寸繩磨1(19四二〇〇左) 少目秦伊美吉

石竹 3 (18四〇八六題・四一三五左・19四二二五左) 大
目秦忌寸八千鳥 1 (17三九八九題) 羽咋郡擬主帳能登臣
乙美 1 (18四〇六九左) 史生尾張少昨 1 (18四一〇六
題) 礪波郡主張多治比部北里 1 (18四一三八題) 越中大
目高安倉人種麿 1 (19四二四七左) 射水郡大領安努君広
島 1 (19四二五一題) 講師僧惠行 1 (19四二〇四左) 左
大臣橋家 1 (18四〇三二題) 左大臣橋宿禰 1 (18四〇五
六題) 左大臣橋卿 2 (18四〇六〇左・19四二五六題) 左
大臣 1 (18四〇五七左) 造酒司令史田辺福磨 1 (18四〇
三二題) 東大寺之占墾地使僧平栄 1 (18四〇八五題) 南
右大臣家藤原二郎 1 (19四二一六左) 贈左大臣藤原北卿
1 (19四二二八左) 太政大臣藤原家 1 (19四二三五) 大
使藤原朝臣清河 3 (19四二四〇題・四二四一題・四二四
四題) 大納言藤原家 1 (19四二四二題) 民部少輔多治比
真人土作 1 (19四二四三題)

家持の身辺にあつた池主が十一例広繩が十五例以下越中の
人々に四十一例、諸兄以下中央の人々に十五例、計五十六例
がある。この他には先と同様に「大伴氏坂上郎女」(18四〇
八〇題・19四二二一左)「尊母」(19四一六九題)「丹比家」
(19四一七三題)もある。なお右にあげた三九六五のものは
題詞に掾池主を記し、左注には単独に家持の名を記す。とし
て流布本の「守大伴宿禰家持贈掾大伴宿禰池主悲歌二首」の
家持までを元曆本に欠く事、既述の如くである。序と歌とが
まず成り、左注の署名がなされ、伴つて池主に贈る由が書か

れたものであろう。そして題詞に作者名を書く通例に従つて
家持の名がここに入ったのはずっと後だったと思われる。次
にCを同様に記す。

C 左大臣橋朝臣 1 (19四二六九題) 左大臣橋卿 2 (19四二
七〇左・20四三〇四題) 左大臣 1 (19四二八一左) 左大
臣橋家 1 (19四二八九題) 大納言藤原家 1 (19四二六八
題) 大納言藤原卿 1 (同上) 大納言藤原朝臣 1 (20四二
九四左) 入唐使藤原朝臣清河 1 (19四二六四題) 右大弁
藤原八束朝臣 1 (19四二七一左) 大和国守藤原永手朝
臣 1 (19四二七七左) 左大弁紀飯磨朝臣 1 (19四二五七
題) 治部卿船王 2 (19四二五七左・四二七九左) 左中弁
中臣朝臣清磨 1 (19四二五八左) 左中弁中臣清磨朝臣 1
(20四二九六左) 從四位上高麗朝臣福信 1 (19四二六四
題) 内侍佐佐貴山君 1 (19四二六八題) 大納言巨勢朝臣
1 (19四二七三左) 式部卿石川年足朝臣 1 (19四二七四
左) 從三位文屋智奴磨真人 1 (19四二七五左) 但馬案察
使橋奈良磨朝臣 1 (19四二七九題) 治部少輔石上朝臣宅
嗣 1 (19四二八二題) 中務大輔茨田王 1 (19四二八三
左) 大膳大夫道祖王 1 (19四二八四左) 播磨国守安宿王
1 (20四三〇一左) 少主鈴山田史土磨 1 (20四二九四
左) 大將軍贈右大臣大伴卿 1 (19四二六〇左) 衛門督大
伴古慈悲宿禰 1 (19四二六二題) 入唐副使同胡磨宿禰 1
(同上) 副使大伴胡磨宿禰 1 (同上左) 右京少進大伴宿
禰黑磨 1 (19四二八〇左) 左京少進大伴宿禰池主 2 (20

四二九五左・20四三〇〇左) 左兵衛督大伴宿禰千室1
(20四二九八左) 民部少丞大伴宿禰村上1 (20四二九九
左)

以上諸兄の五例を異例としてほとんどが一例ずつ、二例以
上は藤原仲麿・船王・中臣清麿・大伴胡麿・大伴池主の五人
に過ぎない。それも同じ場所に登場する事が多い。すべてで
二十六人三十六例となる。つづいてDを同じく見る。

D 上総国大掾正六位上大原真人今城1 (20四四三九左) 上
総国大掾大原真人今城1 (20四四四〇題) 兵部大丞大原
真人今城4 (20四四五九左・四四七六左・四四八〇左・
四四八一題) 治部少輔大原今城真人5 (20四四九二題・
四四九六左・四五〇五左・四五〇七左・四五一五題) 天
平元年班田之時使葛城王1 (20四四五五題) 左大臣橘卿
1 (20四四四六題) 左大臣6 (20四四四六左・四四四七
左・四四四八左・四四四九題・四四五四左・四四五六
左) 内相藤原朝臣2 (20四四八七左・四四九三題) 内相
1 (20四五一一題) 大監物三形王2 (20四四八三題・四
四八八題) 大監物御方王1 (20四五一一左) 大藏大輔甘
南備伊香真人3 (20四四八九左・四五一〇左・四五一一
左) 兵部卿橘奈良麿朝臣2 (20四四四九題・四四五四
題) 内匠頭兼播磨守正四位下安宿王1 (20四四五二左)
讃岐守安宿王1 (20四四七二題) 出雲掾安宿奈杼麿1
(20四四七二題) 掾安宿奈杼麿1 (20四四七二左) 出雲
守山背王1 (20四四七四左) 守山背王1 (20四四七三

左) 薩妙觀命婦2 (20四四五五題・四四五六題) 式部少
丞大伴宿禰池主2 (20四四五九左・四四七五題) 右大弁丹
比国人真人1 (20四四四六題) 治部卿船王1 (20四四四
九左) 治部大輔市原王1 (20四五〇〇左) 式部大輔中臣
清麿朝臣1 (20四四九六題) 散位寮散位馬史国人1 (20
四四五八左) 渤海大使小野田守朝臣1 (20四五一四題)
出雲守大伴古慈悲宿禰1 (20四四六七左) 播磨介藤原朝
臣執弓1 (20四四八二左) 内命婦石川朝臣1 (20四四三
九題)

すべて四十九例、今城の十一例がとび抜けて多く、諸兄が
八例、藤原仲麿・三形王・甘南備伊香が三例、橘奈良麿・安
宿王・安宿奈杼麿・山背王・薩妙觀・池主が各二例で、他は
一例ずつである。人数二十人はCより一人当りの比率は高
い。なおこの群に含まれる防人歌に見られる上進者・作者に
も併記があるが、煩雑さを思つて略した。

さて以上の如く家持以外の作家に関する官職名併記は一四
四例にも登り、人数は六十九人となる。これによれば、家持
以外の作に官職名を併記するのが普通であつた事になる。家
持側に筆録を認めた場合には他人の作への表記という事であ
る。右の例の中には後注と思われるものも必ず含まれている
筈であるが、それが後注であるという事は作者自らの署名で
はないという事である。この事は一人家持を例外とするいわ
れはない。即ち官職名を併記する家持歌は、家持自身の筆録
ではない事となる。そして家持にはこの併記のものと然らざ

るものがある事をもってすれば、この両者を一律に併せて、当面四巻の歌群が家持によって筆録されたとは考え難くなる。ここに後人の整備を考えるのが不当である事は上述した。

(三) 更にこれと並んで、官職名無記のものはどうか。それを家持以外の作家についてあげてみる。そのあげ方は先に準ずる(加えて女性も、その性格上あげない)。

- A 三野連石守 (17三八九〇左) 大伴宿禰書持 (17三九一〇左) 書持 (17三九一三左) 田口朝臣馬長 (17三九一四下) 山部宿禰赤人 (17三九一五題) 紀朝臣清人 (17三九二二三題) 紀朝臣男梶 (17三九二四題) 葛井連諸会 (17三九二五題) 藤原豊成朝臣 (17三九二六左) 巨勢奈豆磨朝臣 (同) 大伴牛養宿禰 (同) 藤原仲磨朝臣 (同) 三原王 (同) 智努王 (同) 船王 (同) 邑知王 (同) 小田王 (同) 林王 (同) 穂積朝臣老 (同) 小田朝臣諸人 (同)
- 小野朝臣綱手 (同) 高橋朝臣国足 (同) 太朝臣徳太理 (同) 高丘連河内 (同) 秦忌寸朝元 (同) 檜原造東人 (同)

この部分は天平十八年以降の越中時代に先立つもので既に拾遺たる事の認められている部分である為、当然ながら一巻をなす時には過去の作として扱われた事になる。石守は天平二年の歌で、伝聞によって記され、ために他は作者名が知られていない。馬長・赤人のものも伝誦歌で、石守の事情と等しい。書持は家持の弟の故をもってかく記されたものである

う。清人以下の作家は十八年正月の雪の肆宴のものであるが、これも「登時」筆録したものでない事を左注が述べる。一つの伝誦歌である。右によれば書持以外すべては伝誦歌であり、これに併記がないのである。

- B 大原高安真人 (17三九五二題) 大伴宿禰池主 (17三九七二左・三九七五左・一八四〇七二左) 石川朝臣水通 (17三九九八題) 高市連黒人 (17四〇一六題) 三国真人五百国 (同、左) 田辺史福磨 (18四〇三五左・四〇三六左・四〇四二左・四〇四六左・四〇四九左・四〇五二題・四〇六二左) 久米朝臣広縄 (18四〇五三左・一九四二五二題) 河辺朝臣東人 (19四二二四左) 笠朝臣子君 (19四二二八左) 阿倍朝臣老人 (19四二四七題)

ここにおいても高安・水通・黒人・子君・老人は伝誦歌の作者(子君は作者ではないが伝誦者広縄に対しては同じ立場となる)で、Aの傾向と等しい。池主は自記そのままが採られたと思われるもの、福磨は一括して題詞に官職を記した後は一切節したものとされる。広縄は一連三首、三者とも無表記の一つと、官職名併記の後に再登場するものである。ただ残りの五百国・東人は伝誦者である。伝誦に関して官職を表記しなかったというべきであろうか。

- C 多治比真人鷹主 (19四二六二左) 大伴宿禰村上 (19四二六三左) 大伴宿禰清継 (同) 舍人親王 (20四二九四題) 置始連長谷 (20四三〇二左・四三〇三左) 舍人親王は被伝誦者、村上・清継は伝誦者、これは先のB

と等しい。長谷は一連「家持之庄門：」という題詞によるもの内で、一連どこにも併記がない。ただ鷹主は遣唐使への寿歌の作者で、特殊である。

D 大原真人今城（20四四四二左・四四四四左）丹比国人真人（20四四四六左）淡海真人三船（20四四六七左）大原桜井真人（20四四七八題）藤原宿奈磨朝臣（20四四九一左）

右も桜井・宿奈磨は伝誦歌の作者（およびその夫）で国人は題詞に併記がある。今城のものは一連無記の内、三船は古慈悲にある「出雲守」が解任の為必要なものとすれば、下には「家持」とのみあって、一連の無記と考え得る。なおDには防人歌群にもあるが、先同様これを除く。

以上によれば家持以外の作家で官職を併記しないものは越中時代以後伝誦歌作者八例、その伝誦者四例、一連すべて無記のもの十三例、先の併記に委ねるもの二例、その他で、池主の如く自記を如実に示す三例もある。越中以前を悉く伝承歌とすれば二十六例を加える事となる。かく無記が伝承歌に偏る事によれば、まさに家持以外の通常の作には官職名を併記するのが普通だったとい得よう。翻って思えば、家持歌の官職名併記は、自記ではないのである。家持単独の筆録とは考え難い因が、一つ増える。

四 右の如く官職名表記の有無によって、かなりきわだった作家の相違が浮んで来るが、その併記するものと無記のものとは一連をなすものが、実はある。たとえば右にもあげた

天平十八年正月の雪宴（17三九二―三九二六）には家持を含む四人の作歌者と豊成以下十八人の名とを無表記であげるのに対して、諸兄だけを「左大臣橘宿禰」と記す。諸兄についてはこの他「為寿左大臣橘卿預作歌」（19四二五六題）「於左大臣橘朝臣宅」（19四二六九題）「右一首左大臣橘卿」（19四二七〇左）「於左大臣橘家宴」（19四二八九題）「左大臣橘卿」（20四三〇四題・四四四六題）「左大臣」（20四四四六左・四四四七左・四四四八左・四四四九題）の如くである。かく諸兄が常に左大臣をもって登場し、改まった対し方をしてるのは、筆録者の意識のあらわれである。その拡大したものが、今問題としている官職名併記で、この有無に現われた筆録者の意識は、最低、自他の意識と考えてよい。

例えば天平二十年三月の一連（18四〇五六―四〇六四）は
左大臣橘宿禰歌・御製歌

右二首：左大臣奏并御製

御製歌・河内女王・粟田女王

右件歌者在於左大臣橘卿之宅：

〔無題詞〕

右件歌者：伝誦之人田辺史福磨是也

後追和橘歌二首

右二首大伴宿禰家持作之

の如く諸兄の左大臣に乱れはなく、福磨の無記を題詞に委ねたものとすれば、筆録者と目される家持には何ら表記がない。ここにも併記の有無の自他が現われている。また布勢

遊覽の一連(18四〇四六―四〇五一)はすべて無記の福麿と遊行女婦土師の他は「掾久米朝臣広繩」と「大伴宿禰家持」と「大伴家持」とである。この一連は左注との関係上不備な部分ではあるが、とにかく広繩にあつて家持には「宿禰」すら欠く事もある。

これと同様の事は題詞と左注との関係においても認め得る。天平十九年二月家持と池主とは六度に亘つて書簡を往復させるが、その最初の題は

〔守大伴宿禰家持〕贈掾大伴宿禰池主悲歌二首

と記し、序と、歌あるいは詩とからなる書簡を置き、それぞれの左注には「大伴宿禰家持」が三回、池主が三回記される。この池主の内一回のみが「掾」を冠する。これは元來併記されなかつたと見るべく、池主の一回は後の補入と考えられるから、自記たる書簡には併記がなかつたといひ得る。流布本の「守大伴宿禰家持」は整備の完了した形である。

同じく越中時代、税帳使家持の饞宴の一連(17三九九五―三九九八)も「守大伴宿禰家持」を饞るのだが、第一首の家持に無記、第二は「介内蔵忌寸繩麿」、第三は「守」を記し、第四の古歌は水通作に題詞を改めて「主人」池主の伝誦たる事を左注する。繩麿の作は第三が家持のそれへの和歌である為に記載されたと思われるので、この一連は家持歌のみを集めた宴歌(その類例は夥しい)である。つまり筆録の側は家持であるが、そこに「介」が入るのはやはり併記の有無と自他との関係を示している。第三の「守」は「介」への和歌だ

からである。

同年四月卅日、家持は池主に「入京漸近悲情難撥述懐一首并一絶」(17四〇〇六・四〇〇七)を贈る。その左注は

右大伴宿禰家持贈掾大伴宿禰池主と池主にのみ「掾」を記す。

先にもあげた一連が悉く無記のもの、広繩の館に福麿を饗する四首(18四〇五二―四〇五五)も題詞は「掾久米朝臣広繩之館」と記す。後の歌群においても「五月九日兵部少輔大伴宿禰家持之宅集飲歌四首」(20四四四二―四四四四)は家持・今城の左注すべて官職名を併記しない。何れも題詞が整備によるものだと考えられるから、「整備」が官職名を伴うという成行きを物語るものである。

また題詞内部においても

便附大帳使取八月五日応入京師因此以四日設国厨之饌於介内蔵伊美吉繩麿館饞之于時大伴宿禰家持作歌一首(19四二五〇)

の如くで、繩麿に介があるが家持に守はない。この次の四二五一の題には繩麿は介を記さず、次の四二五二の題には久米広繩が二度目に掾を記さないから、繩麿にも広繩にも煩瑣を避ける省略の原則がある事を知るが、右の家持はそれではない。やはり家持を軸として題詞が書かれ、その内に起る自他の区別が官職名の有無となつて現われたのである。この事情は左注内部においても確め得る。例えば

右一首三日会集介内蔵忌寸繩麿之館宴樂時大伴宿禰家持

作之

の如くである。

以上、一連中の有無、題詞と左注との間における有無、題詞・左注内部における有無の三つの場合について例をあげたが、すべて自他の意識によって生じた差異と思われた。つまり筆録者を軸として為された結果であって、その両者を一括した筆録を考える事の無意味さを示すものといえる。

(四) 次に家持と池主との関係を手がかりとする。第一に立山賦(17四〇〇〇―四〇〇五)は、先ず家持から贈られたものに

立山賦一首并短歌

四月二十七日大伴宿禰家持作之

とあり、答えた池主のものは

敬和立山賦一首并二絶

右掾大伴宿禰池主和之 四月廿八日

とある。家持の左注は事柄を採って日付と名とを記したものであるが、池主の「敬和」という処と、署名の下に日付を加える処とに、来書の傍をかなりとどめたものたる事が知られる。しかし、それでは「掾」は池主の自記かというところではない。これに先立つ同年三月の往来(17三九六五―三九七七)において、三日・五日の家持のものに官職名はなく、二日・四日・五日の池主のもの内二日のみ「掾」を記し、他はない。もし最初から有したのであれば削った事となる。かかる事はあり得ぬかわりに、無いものに補う事はむし

ろ自然であらう。立山賦もこれと同様に考えられるからである。これら来書はほとんど原形をとどめたものである事はこの中に「姑洗二日」という瀟洒な表現のある事からも察し得るが、来書そのものに署名があったか否かは疑問である。書簡は原形をとどめながら署名にそれを考えぬ理由の一つである。その署名に「掾」の加わるのはやはり筆録者の立場による。家持のものはそれが一層頭著である。贈った序と歌とを記した為のメモといっている左注である。だから最後のものなど「三月五日大伴宿禰家持臥病作之」と記したりする。

これと「敬和」との相違は、改まったものと私的なものとの筆録の相違である。この冒頭に元曆本にない「守大伴宿禰家持」が加えられ、題詞が施されるのが、次第に改まっていく過程である事は既に述べた。

これから一年後、越前に去った池主との間に三度目の往来がある(18四〇七三―四〇七九)。池主の来書には歌のみならず書簡文まで収録されているのに、家持には歌のみが記される。これも自他の軽重の差だが、池主の左注は

三月十五日大伴宿禰池主

であり、家持のものは

三月十六日

のみである。官職名併記の有無以前の署名の有無になるが、一層私的なものである。それが題詞においては同等に

越前国掾大伴宿禰池主来贈歌三首

越中国守大伴家持報贈歌四首

と記されるに到る。この段階が現万葉集の段階である。

以上三種、二人の往来についても筆録者の立場は蔽い難く官職名併記にかかっているといえよう。

(丙) 次に家持の官職名無記のものについて見る。その数は(三)にあげた他のそれと比べものにならぬ程に多いが、内容にはかなり顕著な傾向がある。つまり、これらは

一 独詠歌

二 追和歌

三 感興歌(矚目歌・予作歌)

四 述懐歌

五 詠物歌

六 無題歌

に限られ、これ以外は上掲の宴歌・贈答歌であって、いささかの例外も見ない。全四巻のこれらを以下順次検していこう。

第一に独詠歌は題詞中に「独」という表記のある事を基準として取上げる。

A 十年七月七日之夜独仰天漢聊述懐一首(17三九〇〇題)

B 独居幄裏遙聞霍公鳥喧作歌一首并短歌(18四〇八九題)

D 七夕歌八首(20四三〇六題)

右大伴宿禰家持独仰天漢作之(20四三一一三左)

これらは何れも官職名無記の独詠歌である。しかし逆に官職名併記の独詠歌もある。

C 右歌六首兵部少輔大伴宿禰家持独憶秋野聊述拙懐作之

(20四三二〇左)

D 独惜菴田山桜花歌一首(20四三九五題)

独見江水浮漂養恨貝玉不依作歌一首(20四三九六題)

在館門見江南美女作歌一首(20四三九七題)

右三首二月十七日兵部少輔大伴家持作之(同、左)

最後の一首は「独」詠歌ではないが便宜一括して掲げた。これらは独詠歌が悉く無記だという結論は妨げるが、反面無記のものには独詠歌に対立するような歌はない。左注が長い年月の間のものを払拭し得ぬ事と、配列の都合によるものを含む事との、なせるわざである。右の三例が原歌筆録の段階の占める位置は別述に譲って、ここでは、この三例が必ずしも例外的なものでない事のみを云っておきたい。

次に追和歌をあげる。

A 追和太宰之時梅花新歌六首(17三九〇一題)

右天平十二年十一月九日大伴宿禰家持(17三九〇六

左)

B 右一首大伴宿禰家持和之(18四〇四三左)

後追和橘歌二首(18四〇六三題)

右二首大伴宿禰家持作之(18四〇六四左)

右一首大伴宿禰家持和(18四〇八八左)

大伴宿禰家持和歌一首(19四二五三題)

C 右一首長谷攀花提壺到来因是大伴宿禰家持作此歌和之(20四三〇三左)

また勝宝元年「守」家持は小旱の後の雨気を見て長歌をな

したが、その後で「賀雨落歌一首」（18四一二四）を作る。

これは先の長歌に対する追和歌と見てよいが、その左注は

B 右一首同月四日大伴宿禰家持

と記す。これに先立って史生小作を教諭した長歌を「守」家持は作り、ついで「先妻不待夫君之喚使自来時作歌一首」（18四一一〇）をなしたが、この場合も同様

B 同月十七日大伴宿禰家持作之

と記す。何れも感興による、一種の和歌であろう。なお上述の池主の家持への答歌にも「右大伴宿禰池主贈和歌」（17四〇一〇左）とある。

これらによれば、和歌に無記のものの多い事は首肯されるであろう。三九〇六の左注は元暦本によれば書持の作であり（日付も異なる）、家持のものから一例を減ずる事となるが、大勢に変わりはない。もつともここにも併記のものがあつて、繩磨をめぐる屢々掲げた二連（19四二二九―四二三四）の最後は

B 守大伴宿禰家持和歌

で終っている。先と同様の事がいえる。

次に感興歌といったものについて述べる。これは折々の興によつてなされた歌という意味であるが、多く見られる「依興」つて作った歌・矚目歌・予作歌が考えられる。要するに対他的な契機がなくて、専ら自らの興味によつて作られたもの一群である。

B 立夏四月既経累日而由未聞霍公鳥喧因作恨歌二首（17三

九八三題）

∴ 因此大伴宿禰家持感發於懷聊裁此歌三月二十九日（17三九八四左）

二上山賦一首（17三九八五題）

右三月三十日依興作之大伴宿禰家持（17三九八七左）
行英遠浦之日作歌一首（18四〇九三題）

右一首大伴宿禰家持作之（18四〇九三左）

為幸行芳野離宮之時儲作歌一首并短歌（18四〇九八題）
為贈京家願真珠歌一首并短歌（18四一〇一題）

右五月十四日大伴宿禰家持依興作（18四一〇五左）

為向京之時見貴人及相美人飲宴之日述懷儲作歌二首（18四一二〇題）

同閏五月二十八日大伴宿禰家持作之（18四一二一左）

七夕歌一首并短歌（18四一二五題）
右七月七日仰見天漢大伴宿禰家持作之（18四一二七

左）

追和処女墓歌一首并短歌（19四二一一題）

右五月六日依興大伴宿禰家持作之（19四二一二左）

雪日作歌一首（19四二二六題）

右一首十二月大伴宿禰家持作之（同、左）

C 為応詔儲作歌一首并短歌（19四二六六題）

右二首大伴宿禰家持作之（19四二六七左）

D 右二首二十日大伴宿禰家持依興作之（20四四六四左）

以上大半のものが文字に感興の由を示すが、それを記さぬ

二首も行旅の途次、あるいは雪の越路の即興であろう。これらに官職名の併記がないのは、先の宴歌に併記を原則とした事と、きわめて対称的である。

この感興歌と全く同じ場に作られるものが述懐歌である。

右の中にも「述懐」を記す予作歌のあつた事はそれを物語るが、この他には

B 述恋緒歌一首并短歌(17三九七八題)

右三月二十日夜裏忽兮起恋情作大伴宿禰家持(17三九八二左)

四月十六日夜裏遙聞霍公鳥述懐歌一首(17三九八八題)

右大伴宿禰家持作之(同、左)

D 喻族歌一首并短歌(20四四六五題)

右縁淡海真人三船讒言出雲守大伴古慈悲宿禰解任是以家持作此歌也(20四四六七左)

臥病悲無常欲修道作歌二首(20四四六八題)

願寿作歌一首(20四四七〇題)

以前六首六月十七日大伴宿禰家持作(同、左)

の如きをそれと認める事が出来る。題詞の「述」や内容によって抽出したが、これら家持の心の内面を語る歌々には、官職名は記されぬのである。

また詠物歌も感興によるもので右と同じ作歌意識によつてなされたものであるが、

B 橋歌一首并短歌(18四一一〇題)

閏五月二十三日大伴宿禰家持作之(18四一一二左)

庭中花作歌一首并短歌(18四一一三題)

同閏五月二十六日大伴宿禰家持作(18四一一五左)

詠霍公鳥歌一首(19四二三九題)

右四月十六日大伴宿禰家持作之(同、左)

C 詠霍公鳥歌一首(20四三〇五題)

右一首大伴宿禰家持作(同、左)

の如きを見る事が出来る。何れも家持作を記すのみである。そして右の他に題詞を記さぬ歌についても同様の事が言える。

D 右一首同月二十八日大伴宿禰家持作之(20四三二四左)

右九日大伴宿禰家持作之(20四三三六左)

右一首大伴宿禰家持悲恰物色変化作之也(20四四八四左)

右一首大伴宿禰家持作之(20四四八五左)

これらは未整理による題詞の無記とも十分考えられるが、もしそうだとすれば整理の段階に漏れたという事自体、取扱いの軽さを示し、歌の性格を一層私的なものとする。あるいは元来無題のものだとすれば、題するまでもない歌である。第三のものは「悲恰物色変化」とあり、先の感興歌と等しい事がわかる。それらの左注に官職名併記がないのである。

以上家持の官職名無記の歌を独詠歌・追和歌・感興歌・述懐歌・詠物歌として無題歌について見て来たが、これらは一括して私的な歌という事が出来る。それに併記のない事を、先の公的な歌の官職名併記と比較してみると、この有無は偶

然によるものではなく、歌の公私と緊密に関わり合っている事が知られるのである。

なおこれら六種の内に収め難くもある、無記のものが五首、存する。

B 賀陸奥国出金詔書歌一首并短歌 (18四〇九四題)

天平感宝元年五月十二日於越中国守館大伴宿禰家持作之 (18四〇九七左)

宴席詠雪月梅花歌一首 (18四一三四題)

右一首十二月大伴宿禰家持作 (同、左)

贈京人歌二首 (19四一九七題)

右為贈留京之女郎所詠家婦作也女郎者即大伴家持之妹

(19四一九八左)

挽歌一首并短歌 (19四二一四題)

右大伴宿禰家持弔智南右大臣家二郎之喪慈母患也五月

二十七日 (19四二一六左)

D 七月五日於兵部少輔大原今城真人宅饒因幡守大伴宿禰家持宴歌一首 (20四五一五題)

右一首大伴宿禰家持作之 (同、左)

第一のものは詔書に基づく賀歌であり、第二・第五は宴席歌、第三は贈歌、第四は人の喪に発するもので、何れも対人関係を持つ。しかしこれらを具さに眺めると第一のものは上の「越中国守館」という表記が「守」を代行したものといえる。重ねて記さぬ方がむしろ普通な記録態度であろう。かつこれは実際に人々に伝えられたかどうか疑問である。一種、

私的に作ってみたという面はないか。第二のものは宴席における作ではあるが、歌はあくまでも詠物歌で、たまたま場所が宴席であるにすぎない。先にあげたものにも同じものが多い。第三のものは贈歌の形ではあるが、「為贈」、「所詠」作ったものである。意識は予作歌と等しい。なおこれは「也」までが最初の注で、以下は後注であろうか。「大伴家持」という記し方自体異例な、メモである。無署名と考えた方がよい。第四のものは第一のものと同じで、これが果して「藤原二郎」(久須磨か継縄か)に伝えられたかどうか、「附使贈上京師」(18四〇八四左)の由は記されない。かつこの左注のスタイルは直前に掲げたものそれと共通し、注時が不明である。第五のものは五つの内では最も併記のものに近いが、これとて題詞に明瞭に「因幡守」を記して一首を掲げるのだから、不必要でもある。以上五種がかく考えうるとすれば、完全な例外と称すべきものはない。右にいう傾向は一層強く確め得るのである。

(b) 右にあげたものは歌の種類として私的なものであったが、内部に立入っても右の傾向を確める事が出来る。たとえば四巻中に「一云」をもつものが若干あるが、これも官職名無記のものに大半が含まれる。殊に家持のものはほとんどが無記のものである。天平二十年正月二十九日のもの(17四〇一八)はその前後に方言・地名についての割注をもつ。同三月二十四日のもの(18四〇四三)は和歌である。先にあげた黄金産出の賀歌(18四〇九四一四〇九七)は長歌反歌に亘

って四カ所の異をもつ。同年五月、真珠を願う歌(18四一〇—四一〇五)も最終反歌にそれをもつが、これも「依興作」である。向京の折の予作歌(18四二〇・四二二)も二様の相手を想像した為のものであるが、これも予作歌であった。卷十九の作者不記のものは家持の作としてよいのであるが、その内にも世間無常を悲しむという感興の歌(19一六〇—四一六二)にも反歌二首に「一云」が付される。以上すべて家持の無記のものに集中する事が知られるが、ただ併記のものにも、ないわけではない。先にも言及した福麿邀宴の一連(18四〇三七)に「守」を記すものがある。しかしこれは一連中唯一の併記で、かつこの「一云」が何ものたるかは論議のあるところ、むしろ例外とすべきであろう。なお家持以外の歌では天平二年の作者不明歌(17三八九六)に「一云」、天平二十年三月伝聞の御製歌(18四〇五七)に「或云」があり、何れも伝誦歌である。

これらによれば「一云」はかなり偏在しているといつてよい。異を掲げるといふのは改まった体ではない。それと官職名併記の有無が重なるという事は、やはり有無が公私に関連するという考えを、支えてくれよう。

(四) また卷十九に家持の作者名表記のない事は周知の事柄であるが、この不表記は、そう無造作になされているのではない。官職名を題詞に示すものは、

三日守大伴宿禰家持之館宴歌三首(四一五一)
が確実な唯一の例で、この他には勝宝三年と記された冒頭の

一連(四二二九—四二三四)に「守大伴宿禰家持和歌」(四二三四)と記される一例を見るが、これは同年七月十七日少納言遷任の時の一連(四二四八—四二五三)と等しく、他の部分とは異質に、乱雑な蒐集である。ノートの原形を思わせるもので、他の百数十首とは全く異なる。という事はこの未整理をいわれる卷十九とて一応の整備によって題詞左注が付されている事を示すものである。しからば右に掲げた四一五一の題詞もかかるものとして認むべきものとなるが、それがかく宴歌に付せられている。

また多数の作家による宴歌はこの巻にもあるが、

十二日遊覽布勢水海船泊於多祇灣望見藤花各述懷作歌四首(四一九九題)

九月三日宴歌二首(四二二二題)

十月二十二日於左大弁紀飯麿朝臣家宴歌三首(四二五七題)

十一月八日在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四首(四二六九題)

二十五日新嘗會肆宴詔歌六首(四二七三題)

二十七日林王宅餞之但馬察察使橘奈良麿朝臣宴歌三首(四二七九題)

の六宴に登場する左注の家持は、何れも官職名を帯びている。ただ一つ「二十二日贈判官久米朝臣広繩霍公鳥怨恨歌一首并短歌」(四二〇七題)は作者名のない贈答歌である。しかしこれへの久米広繩の和歌には「掾」があり、併記の望ま

しい事が推測される。

一方家持以外の人々の現われ方も、右の状態と等しい。右の広縄(四二二〇左)の他、「太政大臣藤原家之原犬養命婦」(四二三五題)、清河の入唐を送る一群(四二四〇―四二四七)に現われる清河や丹比土作、胡鷹餞宴の一群(四二六二―四二六五)の古慈悲・胡鷹・高麗福信・清河(鷹主・村上・清継らにない事は先に触れた)、宅嗣の家の宴歌(四二八二―四二八四)の宅嗣・茨田王・道祖王ら、以上何れも官職位階を伴って登場する。

そして右にあげたものを除いた残りの歌々には作者名が記されず、それをすべて家持の作だと巻末にいうのである。それらが如何なる歌か、試みに冒頭と末尾の数首を抽くならば、

天平勝宝二年三月一日之暮眺臨春苑桃李花作歌二首(四

一三九題)

見鸞翔鳴作歌一首(四一四一題)

二日攀柳黛思京師歌一首(四一四二題)

……

二月十九日於左大臣橘家宴見攀折柳条歌一首(四二八九

題)

二十三日依興作歌二首(四二九〇題)

二十五日作歌一首(四二九二題)

の如くであり、この状は全巻を蔽う。これらの歌々と先のもとの相違は、上に長々と述べ来た官職名の有無による歌

の相違と、余りにも符合しすぎているといふべきである。

もしこれらが一連のノートであり、一人の筆録者によって書かれたものとするならば、何故に官職名の併記がある歌になされ、ある歌になされぬのか、その理解に苦しまねばならぬ。かつその上にかく有無は歌の内容と関連し、私的な歌は巻十九では官職どころか作家名の表記すらないのである。ここに現われる三段階、官職併記のもの、作者名のみ表記のもの、作者名無記のものは、そもそも歌の成立立ちから持っていた歌の性格の相違に由来するのである。

しからば筆録者は自ら歌の性質を自覚し、弁別して右の三段階をなしたのか。この四巻を家持個人の筆録となす場合には、官職表記のものを公的な自覚によるものと、なさざるを得ないだろう。しかし、たとえば先にあげた如き無記の歌々において、すべてがかかる自覚を欠き、有記のものがすべて自覚をもっていたと考える事は困難である。自覚という以上作者の心情を重要視する事になるが、たとえば予作歌の如きもの、吉野行幸従駕を想定したものなどは全く公的な自覚をもって然るべきものであるが、これにはない。言葉のあやに過ぎもするが、この筆法によれば、無署名歌は私的自覚すらなかった事になる。巻十九において、その時期家持は著しく自覚を欠いていた事になる。巻二十は極めて官職表記が多いが、この時期において家持はばかに自覚的だった事になる。「公的自覚」という考えは、家持歌日記なるものを前提に据えて、強いて生んだものであらう。

それ程に無理に考える必要はないのではないか。存外事は簡単なのだ。今問題とする三段階は、とにかく書き方が違っているのである。とすれば書く場や人によって違いが生じたという事でもあろう。その通り、以上の相違は筆録の相違にすぎないのである。筆録者個人の好み乃至は自覚といった内部の問題ではない。筆録の場が異り、人が異なるのである。少くとも資料の段階においては筆録者の立場の相違、即ち公的な立場と私的な立場との相違が、併記と無記との結果を生む事になった。その両筆録者を、いわゆる家持歌日記に想定しなければならぬ。

(四) 右にも問題とした無署名歌を、更に問題としたい。周知の卷十九卷末記は

但此卷中不称作者名字徒録年月所処縁起者皆大伴宿禰家持裁作歌詞也

というが、この下には更に「異本左注也」と注され、元曆本・西本願寺本ら七本がこれを欠く。従つてこの注の信憑性はきわめて乏しくはあるが、とにかく右の卷末記をもたぬ本文があつた事になる。という事は全巻の無署名歌が全く作者を明らかにしない本文があつたという事である。さりとてこれら無署名歌の家持作たる事は信じうる事で、右の卷末記を誤りとはし難い。つまり無署名の家持歌を多く集めた形を推定し得るのである。既に見た如き歌々を内容として何処にも作者名を記さぬ歌卷である。

一般的にいっても元来自らの歌卷に自署などしなかつたら

う。卷五の憶良歌に官職併記の自署のあるのは上歌だからである。これに対して署名を施し、更に官職名を併記するのはおよそ異質な行為である。かかる異質な行為を同一人のしわざと認めるか、別人のしわざと認めるか、そこに歌の内容の相違を参照すれば、後者とならざるを得まい。

更に諸本の異同の内、署名を欠くものがあつた。既に何度かあげたが、諸本の「越中守大伴宿禰家持」を欠く「天平十八年秋九月二十五日聞弟喪感傷作之也」(17三九五九左)が元曆本の左注である。「贈掾大伴宿禰池主悲歌二首」(17三九六五題)が元曆本の題で諸本は上に「守大伴宿禰家持」を記す。元曆本については逆になるが、「二月十八日守大伴宿禰家持」(18四一三八左)が元曆本の左注で諸本は「大伴宿禰」とのみ記す。また家持ではないが「右館之客屋居望蒼海仍主人作此歌也」(17三九五六左)が元曆本で、諸本「主人」の下に「八千鳥」を記す。これら元曆本という古本に欠く部分が作者名であるという事は重大で、この方がむしろ原形に近かつたのではないかという推測も成り立つ。「原形」という言葉は曖昧であるが、逐次整備されていく段階における古い形に近いのではないかという意味である。少くとも元来あつたものが脱落する可能性よりも(右にはそれが一例あるが)、無いものに加わる可能性の方が多い事も、今の問題に即しては何人にも認められよう。溯れば溯る程、作者名はない部分が多かつたと考えるのである。

卷十九はかかる古形をより多くとどめるといふべきである

うが、更にこうした特殊な一卷に限らず、他巻においても無署名歌のある事は右を一層確めてくれる。

忽沈疴疾殆臨泉路仍作歌詞以申悲緒一首并短歌（17三九六二題）

はきわめて主情的な表情で、いかにもノートの題詞であるが、その左注には、

右天平十九年春二月二十日越中国守之館以臥病悲傷聊作此歌

と記される。ただせば作者名はどこにも書いてない。それでいてこの左注のみを読んでもこの作者が家持である事は誰にでもわかる。それは「越中国守之館臥病」とあるから判るのだといったものではない、もっと心理的なものである。これをわかるとかわからぬとかというのは読者の側での話であるが、同時にこれは左注筆者自身の心理でもある。かかる心理を露呈する程に家持に密着した立場でこれは書かれているのであり、筆録者（今の場合は左注筆者）の立場をうかがう事が出来る。これと、仰々しい書式の筆録とを同一視する事は到底不可能である。

かかる藁の筆録が作者名無記の歌々であり、この歌々は官職名併記のものや作者名表記のものと厳に相違する。伝来時の脱落とか、未整理とか自覚の有無とかといった曖昧な推定は許容しない。

この相違の生じた原因は、繰返して述べたように、単独の個人の筆録ではない事である。藁の筆録による私的なもの、

つまり家持のものを「私」とする歌がこの四巻に多い事は事実であるが、同時に家持以外の立場から書かれたものも多い。これは家持を「他」とする筆録である。この家持を「私」とするものと「他」とするものと、両者によって四巻は成り立っている。これが従来「家持歌日記」と呼ばれて来たものである。即ち、いわゆる「家持歌日記」は、けっして家持の歌日記ではないのである。

(十) かく四巻の筆録を家持側のものと他人のものと考えた場合に、これを支持するいくつかの事柄が顧みられる。

第一に、何ゆえに万葉集は宝字三年で終っているのか。家持がその後六十八歳まで二十六年間を生存した事はいう迄もない。二十代より先立って二十余年を作歌しつづけた彼が、突如として宝字三年に筆を断つのは奇妙極まりない事ではないか。この最終歌を巻頭の賀歌に対する雪の賀歌であるとし、万葉全巻のとりめとしてまことにふさわしいというのは無理でありすぎる。かりにそうした信仰を認めたとしても結論以上には出ない。かかる無理をしてまで、何故家持がここで筆をとめたと考えねばならないのか。家持のこの擱筆が彼の政治的運命にあるという考えも広く行なわれている。しかし後の光仁朝は彼の生涯の中で最も華やかな頃である。これ又、何とも説明のし難いこの終焉を、この説明で仕方なく糊塗しようとしているかに見うけられる。

和歌なる文芸の辿るべき盛衰は、自らある筈だし、それのごく大まかな傾向をここに考え合わせる事は誤りではない。

しかし、だからといって家持が宝字三年に突然筆を擱くいわれはない。右にあげた諸説も、この四巻を歌日記と考へ、その上で案出されたものであるが、もしこれが歌日記でないのなら、話は至極簡単である。家持にとって必然性のない宝字三年の終焉が、他の筆録者にとって必然性のある場合が、大いにあるからである。詳しくは別述するが、宝字三年の終焉を説明し得るものは、この筆録の家持非単独においては、ない。

また、これは既に論じられている事ではあるが、巻十八、四一三一の左注には「右歌之返報歌者脱漏不得探求也」とある。家持の歌日記であるとすれば当然家持の返報歌は存在したであろうし、また「探求」する必要もない。よしこれが後注であったとしても、来贈歌のみを記し、自らの返報歌を記さぬというのは如何にも不備である。次には池主の「更來贈歌」をすら記すのである。

同じ左注で巻十九、四二五九のそれは「右一首少納言大伴宿禰家持当時囃梨黄葉作此歌也」とある。この「当時」というのは明らかに制作時から後の注たる事を示すが、その点をもつても整備のあとがかがえる。その整備は編纂という整備だったかもしれない。後の注の挿入である場合にのみ日々のメモとなるが、並んだ二首の注は、いわゆる後注とは考えら

れない。少くとも編纂時までのものと思われる。

題詞においてはどうか。巻十七、三九二七のそれには「大伴宿禰家持以天平十八年閏七月被任越中国守即取七月赴任所」と見えるが、統紀によれば家持の任命は六月二十一日

「從五位下大伴宿禰家持為越中守」とあり、齟齬をきたす。かつこの年の閏は九月であり、また「閏七月」に任せられて「七月」に赴任するのもおかしい。間違いだらけのこの題詞が「日記」であろうとは信じられない。また後日の為に記憶がおぼろになつたとしても、これ程の誤りはすまい。少くともこの題詞は自らのものではなく、かつ日記などではない。

以上歌の収録、左注、題詞の三例をあげたが、これらも家持の歌日記を否定すべき根拠となる。これらによつてもこれまで縷説した如き筆録状態を考える以外にはないのである。

手がかかりとした内の一つ、筆録者の側の相違も、これを編纂時におけるものと考えないのは、家持個人のものに關しても不統一であり、筆録段階における他人の関与を考えざるを得ないからである。(S40・11・7)

(付記) この論文は「家持の追憶——『歌日記』の形成——」(『文学』昭和四十一年六月号・七月号)と本来一連のもので此を基礎として彼が展開している。文中別述と記したものをそれを指す。併せ閲覧を賜りたい。(S41・4・6)